

## 令和○年度 旧小山内家住宅機械警備業務仕様書

## (業務期間)

- 1 令和○年4月1日から令和○年3月31日まで

## (警備対象)

- 2 警備の対象は、次のとおりとする。  
旧小山内家住宅（弘前市大字清水富田字寺沢125）

## (警備の目的)

- 3 この警備は、対象物の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、委託者の財産の保全をはかりその業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

## (警備任務)

- 4 この警備の主たる任務は次のとおりとする。
  - (1) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止
  - (2) 事故覚知時における関係者への通報連絡
  - (3) 事故報告書の提出

## (警備方法)

- 5 警備は機械警備によるものとし、警備に必要な警報機等の機器類の対象物への設置は、受託者の責任においてこれを設置しなければならない。

## (警備運営上の権限)

- 6 委託者は受託者に対し、警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与するものとする。

## (警備実施期間及び時間)

- 7 警備実施期間及び時間は次のとおりとする。ただし、警備実施時間中であっても、委託者からの警報装置作動解除の信号を受けたときに警備は終了するものとする。

4月 1日～翌年3月31日	全日
---------------	----

## (警備実施要項)

- 8 警備実施要項は次のとおりとする。
  - (1) 警備装置は、警備対象物で発生した異常事態を受託者へ自動的に通報する機能を有するものとする。

- (2) 受託者は、警備時間中、警報受信装置を間断なく監視し、異常通報があったときは直ちに委託者の指定する緊急連絡者及び関係機関に通報するとともに警備対象現場に急行し、適切な処置を講じなければならない。
- (3) この警備は、電話回線によるものとする。電話回線の切断等の理由により通信不能となった場合は、前項に準じて措置するものとする。
- (4) 警備開始時と終了時の取扱いは、次のとおりとする。
  - ① 委託者の最終退所者は、防火、防犯等の事故防止の必要な処置をし、確認する。
  - ② 最終退所者は、退所口を施錠する。
  - ③ 受託者は、委託者の施錠により自動的に発信された警備開始の信号を受けて警備を開始する。
  - ④ 委託者の最初の入所者は、入所口の錠を解除する。
  - ⑤ 受託者は、委託者の錠の解除により自動的に発信された警備解除の信号を受けて警備を終了する。
- (5) 委託者は、管理運営上必要な事由により、警備時間中に警備対象物へ出入りしようとするときは、受託者に対してあらかじめ緊急連絡者から通知するものとする。委託者は、この場合、前項各号による操作を行うものとし、この間の警備は中断するものとする。

(異常発生装置の報告)

- 9 受託者は、警備時間内に発生した異常について、遅漏なく異常内容及びその措置した方法等について、委託者に文書で報告しなければならない。

(警報機器の保守点検)

- 1 0 受託者は、警備対象物に設置された警報装置の機能を保持するため、適宜保守点検を行うものとする。

(緊急連絡者の名簿)

- 1 1 委託者は、受託者に対し緊急連絡者の名簿を文書で通知するものとし、変更する場合も同様とする。

(賠償保険)

- 1 2 受託者は、受託者の責に帰すべき事由による損害賠償について、賠償保険によりその損害を賠償するものとする。

(その他)

- 1 3 受託者は、委託者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。